

瀬戸市新世紀工芸館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 1 2 月 2 6 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 4 1 号

瀬戸市新世紀工芸館条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市新世紀工芸館条例施行規則（平成 11 年瀬戸市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（使用許可申請の取下げ）</u></p> <p>第 6 条 使用者は、施設等の使用の許可申請の<u>取下げ</u>をしようとするときは、<u>瀬戸市新世紀工芸館使用許可申請取下届</u>（以下「<u>取下届</u>」という。）に使用許可書又は使用変更許可書を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（許可書の提示）</p> <p>第 7 条 使用者は、施設等を使用しようとするときは、使用許可書又は使用変更許可書を<u>係員</u>に提示し、施設等の使用に必要な指示を受けなければならない。</p> <p>（使用料等の還付）</p> <p>第 9 条 条例第 7 条第 3 項ただし書の規定により還付することができる使用料等の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>及び <省略></p> <p>使用の日前 30 日までに<u>取下届</u>の提出を受</p>	<p><u>（使用許可の取消し）</u></p> <p>第 6 条 使用者は、施設等の使用の許可の<u>取消し</u>をしようとするときは、<u>瀬戸市新世紀工芸館使用許可取消届</u>（以下「<u>取消届</u>」という。）に使用許可書又は使用変更許可書を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（許可書の提示）</p> <p>第 7 条 使用者は、施設等を使用しようとするときは、使用許可書又は使用変更許可書を<u>職員</u>に提示し、施設等の使用に必要な指示を受けなければならない。</p> <p>（使用料等の還付）</p> <p>第 9 条 条例第 7 条第 3 項ただし書の規定により還付することができる使用料等の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>及び <省略></p> <p>使用の日前 30 日までに<u>取消届</u>の提出を受</p>

<p>けた場合 既納使用料等の額に相当する額 使用の日前10日までに取届の提出を受けた場合 既納使用料等の額の100分の50に相当する額</p> <p>2及び3 <省略> (入館者及び<u>使用者の遵守事項</u>)</p> <p>第12条 <省略></p> <p>第14条 <u>削除</u></p>	<p>けた場合 既納使用料等の額に相当する額 使用の日前10日までに取消届の提出を受けた場合 既納使用料等の額の100分の50に相当する額</p> <p>2及び3 <省略> (入館者及び<u>利用者の遵守事項</u>)</p> <p>第12条 <省略> (<u>損害賠償の義務</u>)</p> <p>第14条 <u>入館者は、故意又は過失により施設等及び展示品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でない</u>と認めるときは、この限りでない。</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。